

ハラスメントのない大学で学び働くことは わたくしたちの権利です。ハラスメントによる 人権侵害は許されないことです。

本学ではハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するために規程を定めハラスメントのない環境づくりに努めています。

ハラスメントとは？

ハラスメントとは、「嫌がらせ」、「いじめ」、「苦しめること」を意味します。誰かがあなたに対して、あなたが望まない言葉や態度により、屈辱や精神的苦痛を感じさせたり、不快な思いをさせたりすることです。大学という環境の中では、**教職員が学生に対して**、あるいは**学生同士**、**教職員同士の間**などで、自らの優位な地位や権限を利用して、逆らえない立場にある相手に対し、**相手が不快に思い**、**相手が自身の尊厳を傷つけられたと感じるような性的発言・行動**、**飲酒の強要**、**研究妨害**、**就労上及び修学上の機会・条件・評価等での差別のような行為**が、最も典型的なハラスメントといえます。

こんなことがハラスメントです

セクシャル・ハラスメントとは？

例えば

- 単位を落とした学生が、担当教員から「デートしてくれたら単位をあげるけど」と言われた。
- コンパの時に先輩から卑猥な冗談を聞かされた。
- 身体を上から下まで長い間ジロジロ眺められた。
- 酒席で、座席を指定されたり、お酌をさせられたり、チークダンスを強要された。
- 「男のくせに根性がない」とか「女には大切な仕事はまかせられない」と言われた。
- 望みもしないのに手紙や贈り物を送られる。
- 頼んでもいないのに肩をもまれた。
- 上司から交際を求められ、断ると、仕事上で嫌がらせを受けた。
- 望みもしないのに、サークルの先輩からハートマーク入りのメールが届く。



アカデミック・ハラスメントとは？

例えば

- 「おまえはバカか」と授業中に罵倒された。
- 「放任主義だ」と言って、研究指導やアドバイスをしてくれない。
- 研究成果を無断で使われ、抗議すると「修了できなくていいのか」と言われた。
- 個人指導といい、不必要に休日に呼び出されたりする。
- 成績に無関係なことから成績に反映するようなことを言われた。
- 教育・研究・社会貢献などの活動にいちいち余計な口出しをされる。



パワー・ハラスメントとは？

例えば

- 人前で過剰に叱責された。
- 相手によって、対応があからさまにちがう。
- 挨拶をしない、無視される。
- 周りの人を取り込んで、孤立させる。
- 会議で自分の意見を言ったらあとでひどく非難された。
- 飲み会で2次会に行くのを断ったら、機嫌が悪くなりつきあいが悪いと翌日無視された。



その他のハラスメントとは？

上記3つのハラスメント以外に基本的人権を損なう不適切な言動や態度。例えば、「一気飲みの強要」や「ストーカー行為」も人権侵害です。

■ハラスメントと感じたら

相手に対して、「ノー」という気持ちをはっきり伝え、拒否しましょう。相手が教職員、先輩、上司であっても自分の意思をはっきり伝えることが必要です。

■それでも「ノー」と言えない時は

相手によっては「ノー」と言えない場合もあるでしょう。そんな時は泣き寝入りしたり、自分を責める必要はありません。あなたが病気になってしまいます。あなたを傷つける権利は誰にもありません。悪いのはあなたではなく、ハラスメントをする人が悪いのです。ひとりで悩まず相談してください。

気軽に相談員へどうぞ

本学は教職員及び学生などからのハラスメントに関する相談等に対応するため相談員を置いています。ひとりで悩まず相談してください。相談員は守秘義務があり、あなたのプライバシーを堅く守り対処します。

◎相談員が親身に相談にのります。

あなた自身が被害にあった時、友人等からの相談を受けた時、そんな時は気軽に下記の相談員に連絡してください。学部・学生・教職員など関係なくどの相談員にも相談できます。あなたが相談しやすい方に相談してください。被害を受けた時は「いつ、どこで、だから、どのようなことをされたか」を記録しておいてください。

《本学相談員》

☆学生相談室の相談員(学生相談室事務室4号館1階TEL263-0695)

経済学部	青木康一先生	福祉社会学部	茶屋道拓哉先生
国際文化学部	太田秀春先生	学外専門員	下津玲子 四元真弓

☆教員

経済学研究科	大野陽子 (7号館5階515室 TEL263-0511)	
福祉社会学研究科	林 岳宏 (5号館4階728室 TEL263-0615)	
国際文化研究科	武藤那賀子 (7号館4階407室 TEL263-0144)	
経済学科	渡辺克司 (7号館5階512室 TEL263-0696)	康上賢淑 (7号館5階507室 TEL263-0958)
経営学科	表 正幸 (7号館5階518室 TEL263-0652)	大野陽子 (7号館5階515室 TEL263-0511)
社会福祉学科	松元泰英 (5号館3階760室 TEL263-0617)	上田雪子 (5号館3階705室 TEL263-0645)
児童学科	角野雅彦 (8号館4階8416室 TEL263-0598)	原口 恵 (8号館4階8414室 TEL263-0594)
国際文化学科	松尾弘徳 (7号館4階411室 TEL263-0716)	武藤那賀子 (7号館4階407室 TEL263-0144)
音楽学科	久保 禎 (8号館3階8325室 TEL263-0582)	馬原裕子 (8号館2階8229室 TEL263-0572)

☆事務職員

総務部 (TEL263-0703)	米徳 美智子	山中 卓	研究教育開発センター事務室 (TEL263-0607)	西田 竜彦
総合企画部 (TEL263-0717)	今村 憲一	重富 共代	産学官地域連携センター事務室 (TEL263-0686)	岩瀬 尚子
学生部 (TEL263-0641)	東 智恵子	獅子崎 啓貴	地域総合研究所事務室 (TEL263-0735)	田崎 由美子
教務部 (TEL263-0706)	鐘ヶ江 賢二	白澤 あかね	図書館事務室 (TEL263-0732)	日高 江利子
就職キャリアセンター (TEL263-0722)	福里 茂樹	前島 絹恵		

☆学生相談コーナー

学生相談室 (TEL263-0695)	永池 真実
---------------------	-------

相談の流れ

ハラスメントの相談をしたい人

相談

相談しやすい相談員に
相談できます

助言

助言により解決する
こともあります

相談員

- 相談したことで相談者や調査協力者が不利益を受けることはありません。
- 相談員は相談者及び関係する人のプライバシーや名誉その他人権を尊重します。もちろん知りえたことを他に漏らすことはありません。
- 相談員は相談者の悩みを親身に聞いて、相談者の受けた行為がハラスメントにあたるかいっしょに考えます。
- 相談員は相談の内容に応じて、ハラスメント委員会に事実関係等の調査・調停案の策定・調停を依頼します。
- 相談員は、相談内容が深刻である場合は、部局長に緊急の保護措置を求めます。

調査・調停等

調査の結果、必要があれば、加害者に対し、注意・警告を行う。
懲戒に該当するような内容であれば就業規則に基づき処分。

ハラスメント委員会

調査
指示

調査
結果

調査委員会(外部の専門家含む)

調停
指示

調停
結果

調停委員会(外部の専門家含む)

ハラスメントを防止するには

- 自分の周囲でハラスメントにあっている人がいたら、助けてください。傍観者ではなく、抑止する力になってください。
- 相手が望まない不適切な言動で不快にさせるとハラスメントになります。自問自答してみてください。
- 上司、指導教官、先輩等の言動は拒否できないことがあります。それを同意や合意と勘違いしないでください。自らがどのような権力をもつ位置にいるのか自覚してください。
- 大学をつくっている仲間として、だれもが尊重に値する人だという認識を持ってください。

